

鳥獣被害対策のための電気柵等の経費を補助します

上限3万円・3分の1補助

枕崎市鳥獣被害防止施設整備事業補助金

主な事業要件

- ①電気柵等を整備する農地の面積が、おおむね10アール以上であること。
ただし、国又は県の補助事業の対象となるものを除く。
- ②生産される農作物は、販売を目的とするものであること。
ただし、飼料作物については、家畜への供給を行っていること。

補助対象となる経費

電柵等の整備に要する経費(1台のみ対象)

💡 Point 年に1度申請できる事業です

補助金額と補助上限

補助金額 補助対象経費の3分の1

補助上限 上限3万円

申請方法

次のものをご用意のうえ、市農政課(76-1185)までお尋ねください。

【ご用意いただくもの】

- ・購入する電気柵等の見積書
- ・印鑑

注意

既に注文・購入した電柵等については対象となりません。
必ず申請を行ったのち、注文・購入してください！

そのほかの事業要件や詳細な内容については、裏面の交付要綱をご確認ください。

滅！鳥獣被害！！



枕崎市鳥獣被害防止施設整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、イノシシ等の鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物であつて、農作物に多大な被害を与えるものをいう。以下同じ。）による農作物への被害の防止及び軽減を図るため、農地に電気柵その他の必要な施設（以下「電気柵等」という。）を整備する者に対し、市が予算の範囲内において枕崎市鳥獣被害防止施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、枕崎市補助金等交付規則（平成3年枕崎市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 市内に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する法人
- （2） 市内の農地において耕作をしている者
- （3） 電気柵等を整備する農地の面積が、おおむね10アール以上であること。ただし、国又は県の補助事業の対象となるものを除く。
- （4） 電気柵等を整備する農地において生産される農作物は、販売を目的とするものであること。ただし、飼料作物については、家畜への供給を行っていること。
- （5） 鳥獣による農作物への被害が発生するおそれがあること。
- （6） 将来にわたり耕作を継続することが見込まれること。
- （7） 市税等を滞納していないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は電気柵等の整備に要する経費とし、補助金の額は補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、電気柵等を購入する前に申請しなければならない。

（補助金の交付）

第5条 補助金の交付は、1補助対象者につき、各年度1回を限度とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。